割賦利息収入	△ 1,017,810,392		
受託収入	△ 968,895,159		
財産賃貸収入	△ 1,446,626		
寄附金収益	△ 44,408,943		
資産見返寄附金戻入	△ 29,856,864		
財務収益	△ 184,663,598		
雑益	△ 176,731,574		
臨時利益	△ 59,814	△ 5,077,644,103	
業務費用合計			11,653,046,425
Ⅱ　損益外減価償却相当額			758,647,808
Ⅲ　損益外減損損失相当額			167,633,053
Ⅳ　損益外除売却差額相当額			864,943,126
Ⅴ　引当外賞与見積額			15,749,262
Ⅵ　引当外退職給付増加見積額			△ 255,384,839
Ⅶ　機会費用			
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	28,513,481		
政府出資等の機会費用	597,483,772		
無利子による融資取引の機会費用	7,700		626,004,953
Ⅷ　（控除）法人税等及び国庫納付額			△ 2,867,083
Ⅸ　行政サービス実施コスト			13,827,772,705

重　要　な　会　計　方　針

1．運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準を採用しております。なお、業務の進行状況と運営費交付金の対応関係が明確である活動を除く総務関係部門の活動については期間進行基準を採用しております。また、期中に突発的に発生し、予算、期間等を見積ることができず、業務と運営費交付金との対応関係を示すことができない業務については費用進行基準を採用しております。

2．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　　2～50年

構築物　　5～60年

工具器具備品　4～15年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

⑵　無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（２～５年）に基づいております。

⑶　リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

3．引当金の計上基準

⑴　貸倒引当金

該当事項はありません。

⑵　賞与引当金

研究・育種勘定、特定地域整備等勘定、水源林勘定の役職員の賞与については、運営費交付金等により財源措置がなされるため、賞与に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末における賞与支給見込額から前期末における賞与支給見込額を控除して計算しております。

森林保険勘定は、役職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

⑶　退職給付引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

研究・育種勘定の役職員の退職給付については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

森林保険勘定、特定地域整備等勘定、水源林勘定は、役職員の退職給付に備えるため、退職給付に関する会計基準、森林総合研究所役員退職手当規程及び森林総合研究所職員退職手当支給規程に基づき、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）をもって、発生時から定額法により費用処理を行っております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12年）をもって、発生翌年度以降定額法により費用処理を行っております。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

4．有価証券の評価基準及び評価方法

研究・育種勘定、特定地域整備等勘定、水源林勘定については該当事項はありません。

森林保険勘定は、満期保有目的債券につき、償却原価法（定額法）によっております。

5．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による低価法を採用しております。

未成受託研究支出金

個別法による低価法を採用しております。

6．支払利息の原価算入について

水源林造成事業の支払利息は、国庫補助金により調達している部分を除き、原価に算入することとして、水源林に含めております。

7．水源林の価額及び評価方法

平成20年４月１日時点において標準伐期齢以上の立木は、平成20年４月１日時点の市場価値（正味売却価額）による評価額に評価日以降の投資額を加えた額。

平成20年４月１日時点において標準伐期齢未満の立木は、平成20年４月１日時点の取得原価に評価日以降の投資額を加えた額。